

貝がら節の郷づくり協議会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、貝がら節の郷づくり協議会補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、「貝がら節」をキーワードにして浜村駅を中心とした気高地域の発展を目指す「貝がら節の郷づくり協議会」（以下「協議会」という。）の運営に要する経費を補助することにより、浜村駅の利用率向上とともに、鳥取西地域への観光客の誘致を促進し、もって鳥取市の観光の振興を図ることを目的として交付する。

(補助対象事業)

第3条 本補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、前条に規定する事業であって、当該事業の内容、時期、経費等について鳥取西地域の活性化に寄与すると市長が認めたものとする。

(補助金の算定等)

第4条 本補助金は、補助対象事業に要する経費に10分の10を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）以内で算定し、予算の範囲内で交付する。

(着手届を要しない場合)

第5条 本補助金の交付に係る事業は、規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合とし、同項に規定する着手届の提出を要しないものとする。

(補助金の交付)

第6条 規則第11条第1項ただし書の規定に基づき、本補助金は、概算払により交付するものとする。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は平成21年9月3日から施行し、平成21年度の補助事業から適用する。